

2 会 議 所 発 第 1 0 1 号
令 和 2 年 4 月 1 7 日

一般社団法人 都道府県農業会議会長 殿

一般社団法人 全国農業会議所
会 長 二 田 孝 治
(公 印 省 略)

**新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が
全国に拡大されたことに伴う農業委員会の総会について**

当会議所の事業推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の全国的なまん延を受け、政府は4月16日に標題の緊急事態宣言を全国に拡大することを決定いたしました。これにより、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で示される「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」が、全都道府県において適用されます。

新型コロナウイルス感染症に関連した農業委員会の運営等については、4月8日付け2会議所発第53号「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応について（第2報）の送付」で、その方針を通知しておりますが、今回、全国的に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、改めて下記の通り、農業委員会等に関する法律の第27条に基づく農業委員会の総会の対応の徹底をお願いいたします。

管内の農業委員会へご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 農業委員会総会の運営について

「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応について（第2報）」（資料①、資料②）の通り、三つの密（密閉・密集・密接）を避ける方法での総会の開催、または総会の延期による対応を図って下さい。こうした対応について、資料③に事例を掲載しておりますので、ご参考下さい。

2. その他

本文書は、全国農業会議所のホームページにて掲載いたします。

3. 送付資料

資料① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の

対応について（※4月8日に送付したものと同様です）

資料② テレビ会議等のイメージ（※同上）

資料③ 農業委員会総会のコロナへの対応事例

以上

本件に関する問い合わせ先

（一社）全国農業会議所 農地・組織対策部

TEL：03 - 6910 - 1123 FAX：03 - 3261 - 5131

E-MAIL：nouchi@nca.or.jp

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応について (第2報)

令和2年4月8日
(一社)全国農業会議所

標題の感染症の拡大および政府の緊急事態宣言の発出に伴う農業委員会組織の運営等について、下記の通り対応方向を整理した。

記

1. 農業委員会の総会の開催について

- (1) 農業委員会の総会は、法令事務を取り行う場として、実際に委員が参集することが原則となっている。同時に、会議の公開（農業委員会法第32条）、議事録の公表（同法第33条）等が法律上規定されている。

【関連条文の抜粋】

①農業委員会法第27条第3項（総会）

「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」

②同法第30条（議決の方法）

「総会及び部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決する」

③同法第32条（会議の公開）

「総会及び部会の会議は、公開する」

④同法第33条（議事録）

「農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」

- (2) 実際に総会の場に委員が参集することが原則であるが、例えばテレビ会議やスカイプ、タブレット端末等を活用して、離れた場所でも出席委員が同時に議事の審議を行い合議体としての意思決定や会議の公開を実現できるのであれば、これらの方法による総会は可能である。（別添参照）
- (3) 総会の開催は、現に在任する農業委員の過半の出席で可能であり、新型コロナウイルスへの感染を防ぐために出席委員を減じて開催することは差し支えない。
- (4) その他、総会時間を短縮するために、事前に委員に議案を配付する等の対応をする場合には、市町村で定める条例に基づき、個人情報の取り扱いに留意しなければならない。

- (5) やむを得ず総会を延期する場合には、農業委員会事務局より許可申請者に対して、許可事務が遅れることをできる限り丁寧に説明して、理解を得ることが必要である。
- (6) 緊急事態宣言の趣旨に即してやむを得ず総会を延期する場合には、「農地法関係事務処理要領の制定について」で定められている標準的な事務処理期間に延期した期間を含める必要はない。また、農地法第4条第3項（第5条第3項で準用する同項の規定を含む。）及び同項に基づく省令第32条において定められている農業委員会が申請書を送付すべき期間に関しては、同条の「その他の特段の事情がある場合」に該当するものと考えられる。なお、同法第18条第1項及び同項に基づく省令第65条の2で定める申請書を送付すべき期間についてはこの限りではない。

2. 都道府県農業会議の常設審議委員会等の開催について

- (1) 常設審議委員会の運営等については、各都道府県農業会議が農業委員会法第44条第1項に基づき定める業務規程や、各都道府県農業会議が定める常設審議委員会運営規定等において定められており、参集による開催に替えて書面決議（電磁的方法を含む）を行う場合には、次の点に留意する。
 - ①常設審議委員会運営規程等で書面決議に関することが規定されていない場合には、常設審議委員会等の開催日までに理事会の承認等適正な手続きを踏んで、「特別措置」として対応する。
 - ②書面で開催することになった経緯を含め、委員に丁寧に説明し、記録に残す。
 - ③委員全員の意見を事前に求め、かつ、出された意見についても事前に全委員で共有する。
 - ④議案の審議結果や審議の過程を全委員に公表し、記録に残す。
 - ⑤個人情報を含む文書については、地方公共団体の条例等に基づき、個人情報の取り扱いに留意しなければならない。
- (2) 農業会議総会の開催について
3月に開催を予定している農業会議総会については、書面または電磁的方法による議決権行使を活用して、可能な限り少人数で開催することが望ましい。
なお、農業会議総会を「決議の省略」に切り替える場合は、定款に則った運用が必要となることに注意する。

3. 全国農業会議所の会議等の開催方針について

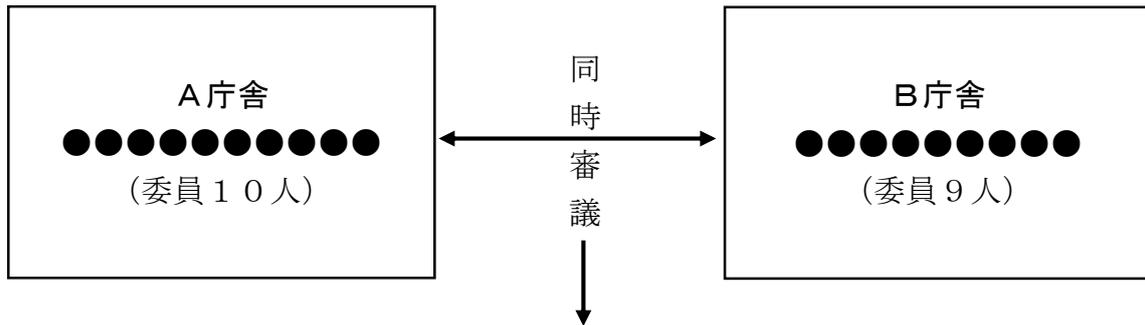
- (1) 政府の基本方針に従い、大規模な会議やイベント（令和元年度女性の農業委員会活動推進シンポジウム等）の開催は当面中止する。
- (2) 6月上旬までの会議や大会等は原則中止・延期とする。6月中旬以降の会議等については、新型コロナウイルスの収束状況等をみながら、改めて開催の有無を決定する。

本対応方向は、農林水産省農地政策課と協議した結果を整理したものである。

以上

出席委員が同時に議事の進行を行い合議体としての意思決定や会議の公開を実現できるテレビ会議やスカイプ、タブレット端末の例

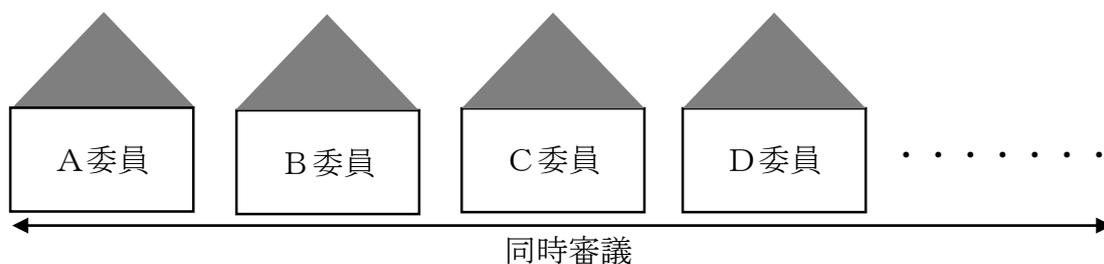
・市町村の複数の会議室や分庁舎でテレビ会議やスカイプ、タブレット端末を使った会議を行う



審議状況は庁舎等にテレビ画面を設置等、自由に視聴・傍聴できるようにする

※タブレット端末の場合等、映像によるやり取りができず音声のみの審議や傍聴となったとしても、総会が行われたとすることができる。

・委員の自宅でテレビ会議やスカイプ、タブレット端末を使った会議を行う



審議状況は庁舎等にテレビ画面を設置等、自由に視聴・傍聴できるようにする

※タブレット端末の場合等、映像によるやり取りができず音声のみの審議や傍聴となったとしても、総会が行われたとすることができる。

※自宅で審議する場合は、市町村の個人情報保護条例等に違反しないように注意する。

農業委員会総会のコロナへの対応事例（検討段階を含む）

令和2年4月17日

NO	対応分類	具体的な内容
1	3密の回避	ホテルの広い会場を借り、3密を避けての総会を実施した。
2	〃	休校中の学校の体育館を借り、3密を避けての総会を検討中（場合によっては、校庭で実施することも検討中）。
4	〃	会長、職務代理以外の農業委員を半分に分け（Aグループ、Bグループ）、4月がA、5月がBと、総会を要件を満たす過半数の人員を確保した上で開催することを検討中。 ※審議結果は委員全員で共有する。
3	短時間での開催	事前に議案を配付して、電話にて意見を調整。採決だけ会議会場に集まってもらう形として、総会を5分で終わりとすることを検討中。
5	参集しない総会	タブレット端末を使って、音声のみの審議を検討中。 ※タブレット端末は市町村が保有するものを借りて委員数分を配付。
6	〃	「LINE（ライン）」のグループ通話機能を使った審議を検討中。 ※委員の過半数がLINEを使っている。